

議案第 14 号

久留里市民プールの指定管理者の指定について

久留里市民プールの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 久留里市民プール |
| 2 | 施設の位置 | 君津市久留里市場 383 番 1 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
代表取締役 大木一雄 |
| 4 | 指定期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子

久留里市民プールの指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社オーエンス |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 大木一雄 |
| 3 | 所 在 地 | 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和 3 4 年 6 月 1 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) ビルメンテナンス業
(2) 警備、電話交換並びに受付
(3) 建物の保安管理及び駐車場の管理業務
(4) 労働者派遣事業
(5) ビルメンテナンスに伴う清掃用品、日用雑貨品の販売
(6) 一般廃棄物の収集、運搬並びに再生利用業務
(7) 電気工事の設計施工及び電気機械器具の販売
(8) 空調衛生、給排水工事の施工
(9) 消防、消火設備工事の設計、施工
(10) 建築工事の設計及び施工
(11) 室内装飾の設計施工
(12) 家具及び事務用スチール製品の販売
(13) 不動産の仲介、売買、管理並びに賃貸
(14) 不動産に関するコンサルタント業務
(15) 損害保険代理業
(16) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(P F I 法) に基づく公共施設等の維持管理、運営業務
(17) 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務
(18) スポーツ施設の運営並びに管理
(19) ホテルの運営並びに管理
(20) 飲食店並びに喫茶店の経営
(21) コンビニエンス・ストアの経営 |

- (22) 酒類、煙草、食品、日用雑貨品、玩具、文具、服飾雑貨の販売及び販売店の経営
- (23) 診療報酬請求事務並びに医療関連機関の一般事務の受託
- (24) 総合受付案内業務
- (25) 旅行業
- (26) A E D の販売及び賃貸業務
- (27) 前各号に付帯する一切の業務

6 資本金の額 1 億円

7 従業員等 従業員 5 , 1 2 7 人